

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 9 月 8 日号 (No.405)

I. 重要法令等の解説

1. 「国務院による外商投資環境のさらなる最適化による
外商投資誘致活動の強化に関する意見」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>
本号編集責任者：森 規光

II. 注目法令等の紹介

1. 「顔認識技術運用安全管理規定（試行）（意見募集稿）」
2. 「情報安全技术 機微個人情報処理安全要求（意見募集稿）」
3. 「生態環境権利侵害責任紛争事件の審理における若干問題に関する解釈」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「国務院による外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見」¹

国務院 2023 年 7 月 25 日公布、同日施行

執筆担当：胡 勤芳、森 康明、水本 真矢

本意見は、外商投資を誘致・活用するための政策を定めるものである。本意見は、外資活用の質の向上、外商投資企業の内国民待遇の保障、外商投資保護の持続的な強化、投資運営の利便性の向上、財務・税務の支援の拡大、外商投資促進手法の拡大の 6 つの側面から、合計 24 項目の政策を定めている。

本意見で定められている主な政策として、(1) 重点分野における外資活用の質の向上、(2) 試行領域の拡大及び規範化の取組みの奨励、(3) 外商投資企業の内国民待遇の保障、(4) 外国人従業員の居留・出入国政策の最適化、(5) データ越境移転の業務の効率化が挙げられる。

(1) 重点分野における外資活用の質の向上

本意見は、重点分野への外商投資を促すため、外資による研究開発施設の設定、国内企業と共同での研究開発及び産業への適用、科学研究プロジェクトの実施を支援するとしている。また、個別の分野についても、以下のとおり定める（二の（一））。

- ・ バイオ医薬品分野について、中国国外で流通する細胞・遺伝子治療薬について、中国国内における臨床試験を奨励し、中国国外で流通する医薬品を中国国内で流通させる手続を最適化する。
- ・ 先端製造業、現代サービス業、デジタルエコノミーなどの分野の外商投資企業が、各種専門学校（職業技術学校を含む。）及び職業教育機関と連携して職業教育と

¹ 原文「国务院关于进一步优化外商投资环境加大吸引外商投资力度的意见」

中国最新法令 < 速報 >

職業訓練を実施することを支援する。

(2) 試行領域の拡大及び規範化の取組みの奨励

本意見は、以下の分野における試行領域の拡大及び規範化の取組みの奨励について定める（二の（二））。

- ・ 知的財産権、株式及び関連する事業用資産を組み合わせた担保付融資の発展を奨励し、また、知的財産権の証券化の標準化の取組みを支援する。
- ・ 株式投資及びベンチャー投資により取得した株式の取引の試行地域を徐々に拡大する。
- ・ 国内インターネット仮想プライベートネットワーク業務、情報サービス業務、インターネット接続サービス業務などの付加価値電信事業の開放試行地域を徐々に拡大する²。

(3) 外資企業の内国民待遇の保障

本意見は、外商投資企業による政府調達への参加を保障するため、以下の施策を実施するとする（三の（六））。

- ・ 政府調達において優先される「中国国内で生産された」製品（政府調達法（改正草案意見募集稿）23条³）の基準を明確化する。
- ・ 政府調達法の改正を加速する。
- ・ 事業者が政府調達に公平に参加するための専門検査を行う。
- ・ 外資企業への差別的取扱いなどの違法行為に対して、法律に基づいて適切な措置を講じ、適時に典型的な事例を公表する。
- ・ 外資投資企業が政府調達によって損害を受けたと考える場合、適切な異議・苦情申立てを行うことができるようにし、各地方の財政部門は、当該異議・苦情申立てを法に基づいて受理し、公平に処理するものとする。

その他、外資企業が技術の標準化や基準を策定する委員会に参加することを支援することや、明確に安全保障に関連している場合を除き、各地方が発出する内需拡大のための政策において、外資に対して国内企業にはない追加条件を定める等の外資差別を行ってはならないことなどを定めている（三の（七）、（八））。

(4) 外国人従業員の居留・出入国政策の最適化

本意見は、外資企業の幹部、技術者及びその家族の利便性を向上するため、居留・出入国政策を最適化するとする。具体的には、主要国・地域に所在する中国の大使館

² ただし、国内インターネットプライベートネットワーク業務については外資比率は50%以下とするものとされている。また、情報サービス業務はアプリケーションストアを通じて行う業務に限定し、かつ、ネットワーク出版サービスは含まないものとされている。

³ 2022年7月に公布された「政府調達法（改正草案意見募集稿）」23条において、政府調達は、中国国内で入手できない又は合理的な商業条件で入手できない場合を除き、国内の物品、プロジェクト及びサービスを購入するものとし、中国国内で生産された製品が規定の付加価値率などの条件を満たしていれば、政府調達活動において優先的に評価されるとされている。

中国最新法令 < 速報 >

及び領事館を指導して、外資企業の幹部によるビザ申請を便利にし、また、条件に合致した外資企業の幹部及び技術者による永住権の申請を容易にするとする。加えて、公共交通機関、金融サービス、医療、インターネット決済などの場面における永住者IDカードの利便性を向上する（五の（十三））。

（5）データ越境移転の業務の効率化

本意見は、ネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法などの法律における要求事項を実施し、条件を満たす外商投資企業に対して、優遇措置⁴を設けて、重要データ及び個人情報域外移転安全評価を効率的に実施するとする。また、北京、天津、上海、広東・香港・マカオビッグベイエリアなどの地域を支援し、データ域外移転安全評価、個人情報保護の認証、個人情報域外移転標準契約などを実施する中で、自由に移動可能なデータの一般リストの作成、サービスプラットフォームの構築、データの域外移転に関するコンプライアンスサービスを提供を行うとする（五（十四））。

その他、本意見では、国際投資紛争の解決メカニズムの改善、知的財産権保護の強化、外資関連の政策の導入に当たって外資の意見を取り入れ、合理的な移行期間を設定すること等を定めている（四（九）、（十）、（十一）、（十二））。

（全 24 条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「顔認識技術運用安全管理規定（試行）（意見募集稿）」⁵

国家インターネット情報弁公室 2023年8月8日公布、意見募集期限 2023年9月7日

執筆担当：李 昕陽、塩崎 耕平、井村 俊介

近年、顔認証技術は多くの領域に活用されているが、同時に、顔認証技術の運用に関するプライバシーや個人情報保護等の問題も顕在化している。今まで中国における顔認証技術についての規制は、一部の法律、司法解釈、及び国家標準などに散在していたが⁶、関連規制を統合する体系的な法令は欠けていた。今般、顔認証技術の運用を規範化し、個人情報及び他の人身財産権益、社会秩序及び公共安全を維持するため、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報保護法」等に基づいて、顔認識技術運

⁴ 中文原文は「绿色通道」である。

⁵ 原文「人脸识别技术应用安全管理规定（试行）（征求意见稿）」

⁶ 例えば、「個人情報保護法」、「顔認識技術を使用した個人情報の取扱いに関する民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」、「情報安全技术 顔職別データ安全要求（GB/T 41819-2022）」、「情報安全技术 生物特徵職別情報保護基本要求（GB/T 40660-2021）」等がある。

中国最新法令 < 速報 >

用安全管理規定（試行）（意見募集稿）（以下「本意見募集稿」という。）を公表した⁷。

本意見募集稿は、中国国内で顔認証技術を利用して顔情報を取り扱う場合、及び顔認証技術製品又はサービスを提供する場合に適用されると規定しているため、規制の適用対象は顔情報取扱者のみならず、関連技術製品又はサービス提供者も含まれる（2条）⁸。

本意見募集稿は、「個人情報保護法」において掲げられている、「目的達成に必要な最小限度の範囲で個人情報を取り扱う」という原則、「個人情報の取り扱いにおいては基本的に個人の同意を必要とする」という原則等を踏まえつつ、顔認証技術の運用についてより詳細な要求を設けている。主要な要求内容は、以下のとおりである。

- ① 同様の目的を実現し、又は同等の業務要求を達成するために、そのほかの非生物学的特徴による識別の技術方案が存在する場合、当該非生物学的特徴識別の技術方案を優先的に選択しなければならない（4条1項）⁹。
- ② 顔認証技術使用者が顔情報を取扱う場合、事前に個人情報保護影響評価を行わなければならない、かつ取扱状況について記録する必要がある¹⁰ところ、主要な評価内容について、顔認証に関し特定の目的及び十分な必要性があるか否か、顔認証の実施が目的を実現するために必須の精度・距離に限られるか否か等が挙げられている。
- ③ 公共の場所で顔識別技術を利用し、又は一万人以上の顔情報を保存している顔認識技術使用者は、30営業日以内にネットワーク情報部門に届出を行わなければならない。
- ④ 顔認証技術使用者は毎年、画像収集設備、個人の身元識別設備の安全性及び存在するおそれのあるリスクについて検査評価を行わなければならない、かつ当該検査評価の結果に基づいて安全対策を改善し、より安全になるように調整を実施しなければならない（19条）。

本意見募集稿は、上記の顔認証技術使用者に対する一般的な要求に加え、ホテルの客室、公共浴場等、個人のプライバシー権をより強く侵害する可能性がある場所、公共の空間、組織機構、ホテルや銀行等の商業施設、及び建物管理サービス企業に対し、それぞれの顔認証技術運用に関するコンプライアンス要求を明確に規定している。

（全 25 条）

⁷ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

⁸ 上記脚注 6 の法律、司法解釈、国家標準は顔情報の取扱者の行為を規制しており、顔認証技術製品又はサービスの提供者の義務については規定していない。本意見募集稿では、適用対象が関連技術製品又はサービス提供者にまで拡大され、それぞれの負う安全保障義務についても規定されている（17条2項）。

⁹ 「個人情報保護法」28条によれば、生体情報は機微な個人情報に該当し、個人情報取扱者は、特定の目的及び十分な必要性があり、かつ厳格な保護措置を講じている場合に限り、機微な個人情報を取り扱うことができるとされている。本意見募集稿は、上記内容を明記したうえで、「必要性」の基準について詳細化したものと考えられる。

¹⁰ 「個人情報保護法」55条では機微な個人情報を取扱う場合等、事前に個人情報保護影響評価を行う必要がある5つの状況が規定されている。

中国最新法令〈速報〉

2. 「情報安全技術 機微個人情報処理安全要求（意見募集稿）」¹¹

全国情報安全標準化技術委員会秘書処 2023年8月9日公布、意見募集期限
2023年10月8日

執筆担当：戴 楽天、森 琢真、鈴木 幹太

「個人情報保護法」は、機微な個人情報に対して、それ以外の個人情報に比べ、より厳しい保護を要求している。本意見募集稿¹²は、強制力のない国家推薦標準として、①機微な個人情報の画定、②機微な個人情報の取扱いに関する共通の安全要求、及び③機微な個人情報の取扱いに関する特殊の安全要求を本文に詳しく規定している。本意見募集稿の主な内容は下記のとおりである。

①機微な個人情報の画定について、本意見募集稿は、機微な個人情報の識別方法を規定し、よく見られる機微な個人情報の種類を明記した上（5条）、各種類の典型例を挙げている（別紙A）。

②機微な個人情報の取扱いに関する共通安全要求について、本意見募集稿は、機微な個人情報を収集する必要性の判断、個人への告知及び同意取得の方法、安全保護に関する要求及び安全管理に関する要求を詳細に規定した上（6条）、機微な個人情報を取得する際の個人の書面同意の雛形を提供している（別紙B）。

③機微な個人情報の取扱いに関する特殊安全要求について、本意見募集稿は、生体認証情報、宗教の信仰情報、特定の身分情報、医療健康情報、金融口座情報、行動の軌跡情報、及び14歳未満の未成年者の情報の取扱いに関して、その特殊性に応じた安全保護上の要求をそれぞれ規定している（7条）。

（全7条）

3. 「生態環境権利侵害責任紛争事件の審理における若干問題に関する解釈」¹³

最高人民法院 2023年8月14日公布、2023年9月1日施行

執筆担当：原 潔、水本 真矢

本解釈は、「環境権利侵害責任紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」¹⁴を廃止し（29条）、新たに環境汚染又は生態破壊を理由とする権利侵害責任紛争（生態環境権利侵害責任紛争）事件の解釈を示すものである。

本解釈の対象となる生態環境権利侵害責任紛争について、本解釈は、①損害が、大気、水、土壌その他の生態環境により直接引き起こされたものではない場合、②屋内

¹¹ 原文「信息安全技术 敏感个人信息处理安全要求（征求意见稿）」

¹² 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

¹³ 原文「最高人民法院关于审理生态环境侵权责任纠纷案件适用法律若干问题的解释」

¹⁴ 2015年公布・施行、2020年改正、2021年施行。

中国最新法令 < 速報 >

や車内等密閉空間で損害が生じた場合、③不動産の所有者が日常生活において隣接する不動産の所有者に損害を与えた場合¹⁵、④労働者が業務中に損害を受けた場合は含まないことを明確にする（2条）。生態環境権利侵害責任紛争では、加害者は過失の有無にかかわらず不法行為責任を負う（4条1項）¹⁶。ただし、環境汚染又は生態破壊による損害の発生または拡大について被害者に重大な過失がある場合、加害者の責任を軽減することができる（26条）。

また、会社が環境汚染又は生態破壊を行った場合において会社法20条の状況を満たす場合（すなわち株主が株主の権利を濫用した場合）には会社の株主も責任を負うとされる（15条）。

その他、本解釈は複数名が環境汚染又は生態破壊に関与する場合の解釈を示している。複数名が関与する場合、各自の責任分担は、当該行為が許可を得て行われたものか、汚染物質の種類・濃度・排出量・有害性、生態破壊の方法・範囲・程度、当該行為が損害の発生に果たした役割を考慮して決定される（25条1項）。

（全29条）

Ⅲ. その他の法令等一覧

2023年8月8日から2023年8月21日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**港灣危険貨物安全管理規定（改正）**」
（原文：港口危险货物安全管理规定（修改））
（交通運輸部、2023年8月3日公布、同日施行）
2. 「**安全生産重大信用失墜主体名簿管理規則**」
（原文：安全生产严重失信主体名单管理办法）
（緊急対応管理部、2023年8月8日公布、2023年10月1日施行）
3. 「**食品販売者食品安全主体責任ガイドライン（改正意見募集稿）**」
（原文：食品销售者食品安全主体责任指南（修订征求意见稿））
（国家市場監督管理総局、2023年8月7日公布、意見募集期限2023年8月13日）
4. 「**業種協会・商会費用徴収行為コンプライアンス指針（意見募集稿）**」
（原文：行业协会商会收费行为合规指南（征求意见稿））
（国家市場監督管理総局、2023年8月15日公布、意見募集期限2023年9月15日）

¹⁵ ただし、不動産の所有者が環境汚染又は生態破壊により隣接する不動産の所有者に損害を与えた場合は生態環境権利侵害責任紛争として扱われる（3条）。

¹⁶ この点は、「環境権利侵害責任紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」1条でも規定されており、本解釈で変更されたものではない。

中国最新法令 < 速報 >

5. 「生態環境権利侵害事件民事訴訟証拠に関する若干規定」
(原文：最高人民法院关于生态环境侵权民事诉讼证据的若干规定)
(最高人民法院、2023年8月14日公布、2023年9月1日施行)

セミナー

- セミナー 『中国労働法：懲戒・解雇の実務～懲戒・解雇の制度概要や日本との違いから実務対応まで平易に解説～』
開催日時 2023年9月20日(水) 13:30～16:30
講師 五十嵐 充
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『第5214回金融ファクシミリ新聞社セミナー「激変する中国労働事情と日本企業の対応策」』
開催日時 2023年10月17日(火) 13:30～16:30
講師 五十嵐 充
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

NEWS

- **インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービス開始のご挨拶**
当事務所は、本年7月までインドネシア投資省ジャパンデスク担当として活動していた本間 久美子氏の参画を得て、インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの業務を開始いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

業務開始に当たって本間 久美子からご挨拶を申し上げます。

「この度、森・濱田松本法律事務所にてインドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンス・サービスを担当することとなりました本間でございます。

インドネシア国立バンドン工科大学での4年に渡る博士共同研究を経て、在インドネシア日本国大使館、ジャカルタ日本人商工会議所、インドネシア投資省(JICA 専門家)にて経済関連業務に従事してまいりました。特に日系企業が直面するインドネシアの投資規制動向のアップデートと、その適切な緩和に向けた政府渉外

中国最新法令 < 速報 >

を主軸に活動してきました。

多様な情報と人脈を扱うインテリジェンス業務は信用を第一とする世界でもあり、皆様のビジネスに寄り添い成功につなげるためにも、新興国とのフェアで誠実な関係構築を心がけております。

皆様にとっての身近な外部専門家としてお役に立てるよう、常に情報のアンテナを高く保ち、フレッシュで確度の高い情報提供、インドネシアの事情も踏まえた深い分析に努めてまいります。

本間 久美子

ストラテジック・インテリジェンスサービスの詳細については、[こちら](#)をご覧ください。今後さらに日系企業の皆様のインドネシアにおけるビジネスの一助となるよう努めてまいります。

- **児玉 みさき 弁護士が入所しました**
(児玉 みさき 弁護士からのご挨拶)
拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、児玉みさきと申します。

2014年から約4年間、Shearman & Sterling 法律事務所の東京オフィスにて執務し、証券法や内部調査、カルテル、紛争解決等の多様な分野に関連する業務に携わりました。その後、2018年から5年にわたり、経済産業省通商政策局通商機構部国際経済紛争対策室にて、アンチダンピング協定及び政府調達協定を担当し、政府として日本企業をサポートするとともに、RCEP、CPTPPをはじめとするFTA/EPA交渉に従事しました。また、WTO紛争解決手続の当事国案件及び第三国案件に主担当として注力いたしました。ベルン大学 World Trade Institute 及びニューヨーク州フォーダム大学ロースクールでは、国際経済法を中心に専門的な知識を深め、また博士前期・後期課程では、WTO協定と開発について研究し、修士及び博士号を取得しました。2010年から2011年には、貿易と開発の担当として、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部にて勤務いたしました。

今般、関税・貿易救済をはじめとする伝統的な通商措置だけでなく、経済安全保障、環境、人権の分野においても、通商実務の重要性はますます高まってきてお

中国最新法令 < 速報 >

ります。森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの研究及び実務に関する知見・経験を活かしつつ、質の高いサービスをご提供し、皆様のお役に立てますよう、最善を尽くしてまいります。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

2023年9月吉日

ニューヨーク州弁護士 児玉 みさき

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com